

脱財政硬直化宣言

三芳町緊急行財政対策プラン

～健全な財政を目指して～

平成 25 年 3 月

三芳町行政改革推進本部

目 次

I	はじめに	1
II	経常収支比率の現状	2
III	基本方針	3
	1 位置づけ	
	2 計画期間	
	3 目標	
	4 基本的な考え方	
IV	具体的な取組	4
	1 新たな財源の確保	
	2 人件費の見直し	
	3 職員の定員管理と組織のスリム化	
	4 財産管理の適正化と公の施設	
	5 契約	
	6 扶助費の見直し	
	7 補助金の見直し	
	8 その他徹底的な無駄の排除	
V	プランの適用範囲と適切な運用	10

I はじめに

三芳町では、昨今続く厳しい財政環境下にあっても、極力行政サービスを低下させることなく町民の多様なニーズに対応していくため、第4次行政改革大綱に基づく行政改革に積極的に取り組み、財政の健全化に対する施策を実施してきた。

しかし、欧州債務危機による円高の進行や東日本大震災の発生により日本経済は厳しい状況に陥っており、当町においても、企業の収益や個人所得の低迷、デフレの影響等により、税收の伸びは期待できず、財源的に予断を許さない状況となっている。

これらの要因により、平成24年度の当町の財政力指数は、1.019まで落ち込み、交付団体の一手手前となっている。経常収支比率は、100%を超え、財政構造の硬直化は非常に深刻な状況となっている。平成25年度の予算編成においては、臨時財政対策債の発行ができず、財政調整基金の取崩しによって編成を切り抜けたのが現状である。

こうした状況を予想し、当町においては、この2年間、町長マニフェストに基づき、事業の仕分け、公募補助金制度の導入、町長給与30%、副町長及び教育長給与の減額、町内飲食の自費支出による交際費の削減等の行財政改革を実施してきた。また、現在は、今後の行政改革の柱となる新たな行政評価システムの構築や公共施設の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に実施するためのストックマネジメント計画の策定に向けて専門委員会を中心にワーキングチームにより取り組んでいるところである。

そこで、これら取組に加え、さらに積極的な行財政戦略を推し進めることが急務であり、将来的な政策課題に着実に対応できる財政構造を構築し、健全な行財政運営を最優先課題として取り組むための「三芳町緊急行財政対策プラン」を策定し、ここに「脱財政硬直化」を宣言するものである。

三芳町行政改革推進本部

本部長 林 伊 佐 雄

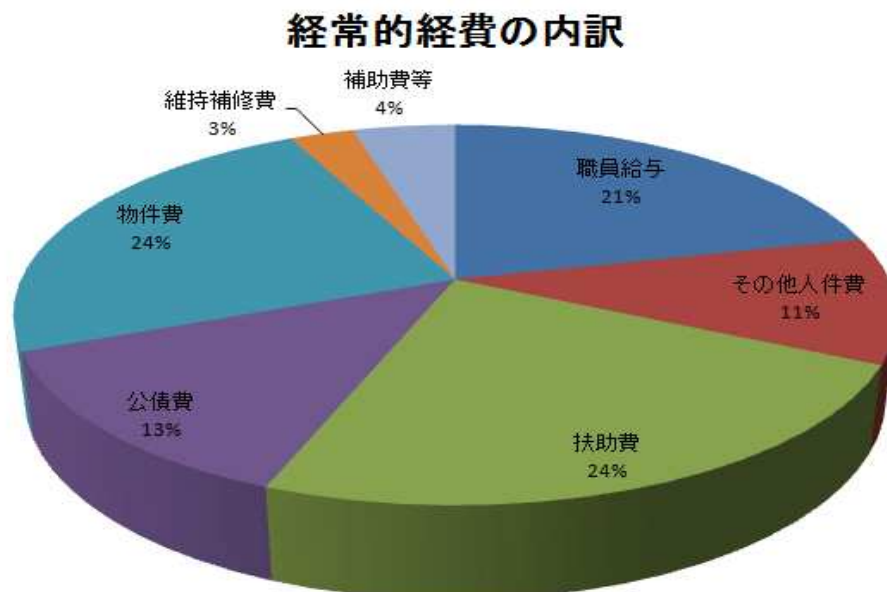
II 経常収支比率の現状

- (1) 経常収支比率の変遷については、次表のとおりである。平成23年度決算において、経常経費が経常一般財源を超え、臨時財政対策債等を除いた経常収支比率は、100.5%となり、極めて深刻な状態となった。



(2) 経常的経費の構成比率

平成23年度決算の経常的経費の内訳と割合は、次のとおりである。



III 基本方針

1 位置づけ

本プランは、三芳町第4次行政改革大綱（平成22年度～平成26年度）を具体的に実行するための行動計画となるもので、財政の硬直化を改善し、健全化を促進するために特化した計画である。なお、本プラン中で計画期間を超えて実施する必要があると判断された取組については、第5次行政改革大綱に引き継ぐものとする。

2 計画期間

本プランの計画期間は、平成25年度から平成26年度の2か年とする。

3 目標

- (1) 経常収支比率を平成25年度決算時に98%以下、平成26年度決算時においては経常収支比率を96%以下とすることを目標とする（減収補てん債及び臨時財政対策債を除く。）。
- (2) 経常収支比率の改善に貢献する経常的経費の削減だけでなく、財政健全化に貢献することとなる投資的経費の削減や国庫補助金等の積極的な活用についても、恒常化できるシステムづくりを目指す。

4 基本的な考え方（重点方針）

(1) 財政危機の認識 — 町民全体で考える行財政改革

当町は、長い間、不交付団体という旗印のもと、財政が豊かであるまちという認識のなかで職員は職務を執行し、町民もそのような漠然とした常識の中で行政に要請を行ってきた傾向がある。まず、職員に対して、町の財政状況を十分に把握させ、職員の意識改革(無駄の排除・コスト意識)の徹底を手始めに、平成24年度に住民と共同で作成した「財政白書」を活用して、町の財政状況を町民に十分に説明する機会を確保し、町民全体で行財政改革を実施していく。

(2) 実現性、即効性のある対策

「歳入を増やし、歳出を減らす」という単純なスローガンのもと、財政健全化に貢献する実現可能で即効性のある対策を実行していく。

(3) 事業の見直しの強化 － 選択と集中

現在策定中である新たな行政評価システムにより、現在執行している事務事業を抜本的に見直す。これにより、事務事業のプライオリティを明白にし、住民全体の利益・福祉の向上が見込まれない事業については、廃止・縮減していく。これに対し、将来的に明らかに財政健全化、町の経済活性化や税収の増進が期待できる事務事業については、選択と集中により資金を投入していく。

(4) スtockマネジメントの実施

現在策定中である「公共施設マネジメント計画」により、公共施設、道路、橋梁等の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に実施することで、長期的な投資的経費の健全化・平準化を目指す。

(5) 町長マニフェストの見直し

町長マニフェストの達成年度ごとに年間の経費を精査し、財源的にフィージビリティ（実現可能性）が厳しい施策については、先送りするなどマニフェストの達成年度の見直しを実施する。

IV 具体的な取組

1 新たな財源の確保

(1) 受益者負担の原則の徹底

① 一般会計から特別会計への繰出金の縮減

特別会計は、独立採算での運営が原則であることから、特別会計においても収支を安定化し、健全な運営に向けた取組が必要である。特に収入において、受益者負担の観点から国民健康保険税の税率等や、下水道使用料の見直し等を検討することで、現在増加傾向にある、繰出金の縮減を図る。

② 都市計画税の税率見直し

町はこれまでも都市基盤整備として区画整理事業等の施策を推進し、町民の住環境の改善に努めてきた。しかし、それに見合った都市計画税の見直しをしてきておらず、税の趣旨と公平性を担保するため、課税区域や税率の見直しを検討する必要がある。

③ 使用料条例等の見直し

三芳町行政財産の使用料に関する条例（平成 6 年三芳町条例第 16 号）については、制定から既に 19 年が経過しているものの見直しが行われていない状況である。使用料の額を始め、減免規定の見直し等を早急に実施する必要がある。特に公共施設内にある電柱・電話柱等の物件については、三芳町道路占用料徴収条例（平成 7 年三芳町条例第 24 号）に準じた見直しが必要である。また、庁舎等公共施設をロケーションで使用する場合の規定を制定し、町有施設の利用促進を図るなど、町の情報宣伝を含めた戦略も必要である。

三芳町公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 52 年三芳町条例第 17 号）による公民館の使用料については、現在減免規定の見直しについて検討中であるが、他の集会施設（図書館・歴史民俗資料館・農業センター調理室・保健センター調理室等）についても早期の見直しを図っていく。

④ 手数料条例等の見直し

三芳町手数料条例（平成 12 年三芳町条例第 12 号）についても、近隣地方公共団体の例を精査し、適正な価額に見直す必要がある。また、三芳町情報公開条例（平成 17 年三芳町条例第 26 号）のように、法人等営業利益につながる情報公開等の手数料についても適正な価額に見直す必要があり、個別に条例に規定された手数料についても精査する。

⑤ 保育料等の見直し

三芳町保育料の徴収に関する規則（昭和 51 年三芳町規則第 6 号）及び三芳町学童保育室設置及び管理に関する条例（昭和 49 年三芳町条例第 18 号）に規定する保育料等については、近隣地方公共団体の例を精査し、均衡を図っていく。

⑥ 家庭ごみの有料化

ごみの減量化、資源化の促進、経費負担の公平性等の観点から家庭ごみ（可燃ごみ・粗大ごみ等）の有料化について、実現に向けて積極的に検討する。

⑦ 広告収入の拡大

すでに実施している町公式ウェブサイト及び広報以外で、町のあらゆる資産等を広告媒体として活用できるか検討し、広告収入の拡大を進めていく。

(2) 町有財産の処分

公の施設等として使用していない普通財産については、積極的に財産の処分を実施する。民間需要がない財産であっても、近隣所有者と協議する等随意契約による積極的な処分を検討する。

(3) 補助金・交付金の積極的な活用

アベノミクスによる「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に代表されるように、今後も国土強靱化等日本経済再生のため、国から大規模かつ大胆な公共投資が見込まれる。このことから、これらの情報を積極的に収集し、国の交付金・補助金等を積極的に活用して町のインフラ整備・雇用創出の拡大・観光の振興等地域経済の活性化を推し進める。

2 人件費の見直し

(1) 職員給与の見直し

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）による国家公務員給与の減額支給措置を踏まえた職員給与の見直しを実施する。

(2) 議会議員報酬の見直し

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 44 年三芳町条例第 6 号）による議会議員報酬についても、他の地方公共団体の状況を精査し、三芳町特別職報酬等審議会に見直しを諮問する。

(3) 非常勤特別職の報酬の見直し

さらに三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 44 年三芳町条例第 8

号)による非常勤特別職の報酬の額についても、他の地方公共団体の状況を精査するとともに、職務内容に応じた見直しを実施する。

(4) 報償費の見直し

現在私的諮問機関として要綱等により設置されている合議体については、その職務内容により整理し、審議会等附属機関として整理できるものは条例化し報酬を支給できるよう見直す。その他臨時又は短期設置等附属機関にそぐわない合議体等についても、職務内容に応じ謝礼の額の適正化を図る。また現金謝礼を記念品謝礼に見直すなど、事務の効率化を図る。

(5) 職員の時間外勤務への厳格な適応

時間外勤務時の職務内容の厳格な精査及び職務命令を管理職に徹底するとともに、ノー残業デーの拡充など、時間外勤務を抑制する取組を実施し、職員のワークライフバランスが実現できる環境を整える。

3 職員の定員管理と組織のスリム化

(1) 次のとおり定員管理を見直す。

① 職員採用の見送り

平成26年度の職員採用については、特別な事情がないかぎり見送る（技術職を除く。）。

② 職務内容のカテゴリー化と職員数の見直し

退職による職員の減や定期的な採用を実施しながらも、職務の責任性、難易度、継続性、専門性等の視点から、職務を階層化し、職員に任せなければならない職務、臨時職員にも任せられる臨時的職務、派遣職員等外部の人材に任せることが可能な職務等にカテゴライズし、正規職員の配置を選択・集中することにより、職員数を段階的に減らしていくよう、目標を定めて定員適正化計画を見直す。

③ 職員コスト（内部コスト）の見える化と適正な人員配置

すべての事務事業の職員コストを積算し、あるべきコストと実際のコストの比較や事務事業ごとのコストを比較し、人員配置・定員管理・アウトソーシング（派遣

職員等の配置や業務委託)に結び付ける。

(2) 軽易な業務の集約化とアウトソーシング

公文書の收受及び整理、予算差引、公文書の浄書及び印刷、職員勤務状況の整理等軽易な業務については、各課の業務量を精査し、セクションを超えた横断的な事務処理を可能にする事務処理に改善し、派遣職員等を汎用的に活用できるようにすることで職員の配置を減員するなどの措置を実施する。

(3) 権限移譲事務の精査

地域主権改革により、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大及び権限移譲が推進されているが、県の権限移譲事務については、当該事務の処理が町にとって真に主権の拡大となるのか、規制の緩和が真に町民の福祉の向上につながるのかを十分に精査し、単なる人員やコストの負担となる移譲事務については、県との協議を延期するなどの措置を実施する。

4 財産管理の適正化と公の施設

現在公共施設マネジメント計画を策定中であるが、これを待たずともできる改革は積極的に実施する。

(1) 老朽化施設の廃止

施設が老朽化しているとともに、その施設の代替となる施設が存在する場合又は今後代わりとなる施設が建設される計画がある場合には、当該施設は廃止する。

- ① 老人福祉センターについては、新たに建設される地域拠点施設や(仮称)ふじみ野市・三芳町環境センターの余熱利用施設(温浴施設)を活用するものとし、廃止を検討する。
- ② 粗大ごみ処理施設については、(仮称)ふじみ野市・三芳町環境センターが建設されることから、これを廃止し、将来的な土地の処分を含めて、用途変更、代替利用等について検討する。

(2) 賃貸借施設の精査と見直し

土地を賃貸借している公共施設については、施設の利用者の数的状況を十分精査し、

駐車場等借上げ過多な部分については、地権者と協議し返還するなど、実質的かつ適切な数量に見直す。急な返還が厳しい物件についても、段階的な返還や将来的な返還を約束するなど積極的に見直しを図る。特にゲートボール場、グラウンドゴルフ場、子ども広場等については、その利用頻度、施設配置等を精査し、住民の福祉の増進に大きな効果を発揮していないと判断されるものについては積極的に廃止・縮小する。

(3) 指定管理者との協定の見直し

公の施設の指定管理者との協定については、当該指定管理業務を精査し、管理業務に変更・変化等がある場合には、協定金額の見直しを積極的に実施する。

(4) 新たな指定管理者制度導入施設の選定と移行計画の策定

本町でもすでに文化会館・総合体育館・総合運動場・ふれあいセンター及び太陽の家（現在は入間東部福祉会で運営）・三芳町精神障害者小規模地域生活支援センターみよし工房（休止中）の6施設について指定管理者制度を導入した実績があるが、財政面や職員の定員管理の観点から、今後も積極的かつ適正に活用していく必要がある。でき得る限り「民間でできることは民間にゆだねる」ということを基本に、現在の町直営施設について、設置目的や業務内容を点検し、可能なものについて制度の導入を進めていく。

5 契約

(1) 契約に当たっては、契約締結方法の如何にかかわらず、適正な設計価格の積算と競争の導入を厳守していく。

(2) シルバー人材センター、社会福祉協議会、町内NPO等を積極的に活用し、町民の経済活動の活性化やコストの縮減等を図る。

6 扶助費の見直し

少子高齢化の進展や社会経済の低迷により扶助費の増加は不可避の状況である。将来的に医療費の負担の削減につながる事業については、積極的に実施していく。

(1) 高齢者の運動の促進や子どもの食育計画の策定により町民の健康づくりを推進し

ていく。

- (2) 各種助成金のうち、町単独で実施しているものについては、近隣地方公共団体の動向やプライオリティを精査し、見直しを図っていく。

7 補助金の見直し

公募補助及び政策的補助を再定義することで、カテゴライズを改めて検証し、次の通り補助金の見直しを実施する。

- ① 公募補助金については、補助金等検討委員会が新たな審査基準を定めたことから、これを極力尊重し、町の最終的な判断により補助を適正に実施していく。
- ② 政策的補助金については、新たな行政評価制度の中で、精査を実施し、極力抑制するものとし、町民全体の福祉の増進に寄与しない事業については、廃止・縮小する。

8 その他徹底的な無駄の排除

(1) 一般事務経費の削減

- ① 両面印刷やパソコンデータ閲覧等によりペーパーレスを徹底する。
- ② 内部会議通知や資料の送付については、メール及び内線電話を活用し、ペーパーによる配布はしない。附属機関等の外部委員への会議通知や資料の送付についても、メールを所有している委員には、メールと電話連絡を併用することとし、極力郵送はしない。
- ③ プリンターや印刷機を使用することにより、コピー機使用は極力避ける。
- ④ 情報の収集は、インターネットを最大限活用し、定期刊行物の購入は、必要最小限とする。
- ⑤ 印刷製本にあっては、広報等大量な印刷物を頒布する場合や国庫補助等を除き、外部発注はしない。

(2) 備品購入の制限

特別緊急対策や国庫補助事業等を除き、新たな備品の購入は、当面凍結する（すで

に予算化されているものを除く。)

(3) 負担金の制限

法的な要請等特別な場合を除き、負担金を伴う協議会等団体への加入は、当面凍結する。(すでに予算化されているものを除く。)

V プランの適用範囲と適切な運用

当プランは、一般会計予算だけでなく、特別会計予算及び企業会計予算についても適用又は準用するものとし、町の事務事業全般にわたって取り組んでいくものとする。

当プランを効果的に達成していくため、実行又は達成の状況を定期的に把握・検証するとともに、必要に応じて当プランの改善を図っていくものとする。